

職業性疾患・疫学リサーチセンター

関西支部ニュース

発行責任者 水嶋 潔

東大阪市高井田元町1-3-1

みずしま内科クリニック内

TEL06 (6781) 3330

<http://oe-rc-kansai.sakura.ne.jp>

関西支部第6回定期総会を開催

職業病を考える仲間が集結



松丸 正 弁護士

7月4日、関西支部は第6回定期総会を開催。「ホテル新大阪コンファレンスセンター」を会場に、13団体より60人参加しました。

第一部は、堺法律事務所・松丸正弁護士による「過労死・過労自殺をなくすために」の記念講演をおこないました。はじめに、自身を過労死問題にのめりこませた「椿本精工班長の心筋梗塞死」「カルビー技術者の急性心不全死」の2つの事件について話がありました。「じん肺・アスベストの闘病苦による自殺」については、水嶋医師に医学的意見書を依頼した福井地裁の判決や岡山地裁の判決について、じん肺患者の自殺者調査結果の資料を交えながら、経過報告がありました。

第二部「総会」は、議長に兵庫県建設労連の石上さんを選出。最初に水嶋支部長が開会あいさつを兼ね、じん肺の管理区分申請の問題点について報告。労働局の局医が間質性肺炎と間違った診断をする点を指摘しました。

続いて久保田事務局長が、この一年の活動報告と新年度の事業計画について議案提案。

その後の討論では、加入団体が活動を報告。議案は全会一致で採択。新年度役員も承認されました。



続いて第三部は、懇親会。足立副支部長の進行で、参加団体より自己紹介がおこなわれ、交流を深めました。

選出された役員のみなさん（敬称略）

◎常任委員（三役）

- ・支部長：水嶋潔（みずしま内科クリニック院長）
- ・副支部長：足立司（阪神土建労組委員長）
- ・副支部長：伊藤明子（大阪アスベスト弁護団）
- ・事務局長：酒井仁巳（京建労書記長）

◎運営委員：各加入団体より代表1人

◎監事：戸崎（ひょうご労働安全センター）、仲（建交労）

◎事務局：篠木（阪神土建）、石上（兵庫県連）、野路（クリニック）

※ 事務局は引き続き補充していきます。

2015年7月4日 第6回定期総会参加状況（14団体より60人参加。順不同）

全建総連関係（滋賀建築3、京建労5、大建労2、奈良県建築労働組合1、兵庫県連5、阪神土建5、神戸土建2、徳島建労4、中建国保2）ひょうご労働安全センター6、関西労働者安全センター1、大阪アスベスト弁護団11、建交労1、みずしまクリニック5、個人6、講師1

関西支部第6回定期総会・・・各団体の活動報告

○患者と家族の会患者（古川和子さん）



泉南アスベスト国賠判決を受けて、中皮腫で亡くなった菊池武雄さんの妻、良子さんが大阪地裁に国賠裁判を提訴し、昨日、和解が成立しました。

菊池武雄さんは大阪府警の警察官で長年白バイ隊に勤務されていました。北海道北見市出身。1962年に東大阪市稲田上町の石綿紡績工場「五陵石綿稲田工場」に就職し、1年3ヶ月間、石綿布の製造に携わってきました。警察の白バイ隊が夢で、1963年に大阪府警に入り、交通機動隊中隊長も務めて夢もかなえ、警部として、2004年に定年退職しました。2012年9月、菊池さんは階段で息苦しさを訴え、10月に中皮腫と診断され、2015年3月20日、症状が悪化して帰らぬ人となりました。「正義感が強かった夫が生きていたら必ず声をあげる」と思い訴訟を決意しました。

泉南に限らず和解の対象になる人は全国に存在します。こうした人の被害状況を掘り起し、国の責任がいかに大きなものであったか、明らかにしていく必要があります。

【国の和解協議要件】

- ①昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場内において、石綿粉じんにはく露する作業に従事したこと。
- ②その結果、石綿による一定の健康被害を被ったこと。
- ③提訴の時期が損害賠償請求権の期間内であること。

○ひょうご労働安全衛生センター（神田雅之さん）



ひょうご安全センターでの震災とアスベストの関わりは、2008年。姫路での震災関連での初めての労災認定が始まりです。

これまで5人が震災関連で中皮腫を発症されていますが、その内の明石市職員は環境保

全機構では認定されているが、地方公務員災害補償基金兵庫支部は公務外と判断し、審査請求を行っています。

また、震災アスベスト研究会では、関係団体にご協力いただき2014年8月～11月の間に、神戸市・芦屋市・西宮市を対象地域として、アンケート調査を実施しました。

ひょうご労働安全衛生センターは2010年より、シンポジウム、企画展の開催、出版物、アンケート調査などを通じアスベストの危険性の周知と被災者の救済、掘り起こしの運動を進めてきました。2015年3月には、資料集「アスベストリスクー阪神・淡路大震災20年」を作成しました。

震災20年を迎え、震災での解体、がれき処理など復旧・復興に従事した作業員、粉じんが飛散する中で生活・通勤・通学していた人たちにもアスベスト関連疾患の発症時期を迎えようとしています。これからもリサーチセンターに所属する建設組合、弁護士、各団体と共に被災者の掘り起こし、救済の運動を進めていきたいと思っています。

○全京都建築労働組合（酒井仁巳さん）



関西建設アスベスト京都訴訟は、6月1日の第23回口頭弁論期日を以って、結審をむかえることとなり、判決日を「2016年1月29日とする」と裁判長より伝えられました。1週間前の5月26日には、ともにたたかって

きた大阪訴訟が結審し、大阪地裁は来年1月22日に判決日指定を行いました。関西で連弾で出される判決が、今後のたたかひの道筋をつけることは間違いありません。

2011年6月3日に、京都地裁で提訴して丸4年がたち、原告団は提訴時の11人から26人にふえました。開廷前の入廷行進で先頭に行くのは、アスベストで亡くした夫の遺影を抱く原告。支援者200人が「アスベスト被害をなくそう」「原告団がんばれ」とシュプレヒコールをあげ入廷する原告を激励しました。

弁論では、中尾知満さん（73・内装・長岡京

市)と高木千代子さん(夫は大工の故・高木勝美さん・左京区)の2人が意見陳述。中尾さんは「私たちはただ、一生懸命働いてきただけだ。企業、そして国は反省と謝罪をし、償いをしてほしい」と力強く話し、高木さんは「もっと夫と2人の時間を楽しめばよかった、話をすればよかった。この喪失感は何をもっても補うことはできません」と話し、傍聴席からはすすり泣く声も聞こえました。その後、弁護団が、この4年間の弁論を総括し、国・建材企業の加害責任を全面的に展開して弁論は終結しました。

結審直後の6月5日、闘病中であった原告団副団長の岩木邦夫さん(享年60歳)が、そして同14日には原告団長の寺前武夫さん(享年80歳)が、相次いで亡くなりました。お二方とも、提訴時から原告団の中心として、たたかいを引っ張ってきた“屋台骨”でした。今年の1~2月には、同じく原告団を中心に支えた副団長の青山輝雄さん、2月には前山科支部長の小林栄一郎さんが亡くなりました。これで26人の原告のうち提訴後の死亡は9人。遺族原告は過半数の14人となりました。提訴時は遺族原告が1人であったことを思えば、わずか4年間でこれだけの仲間を、判決を待たずに見送らなければならなかったことは痛恨の極みです。

京都原告団は、全国各地の訴訟団の中でも一番の団結力を誇っていました。寺前さんはじめ原告団幹部のみなさんの人柄とがんばりのたまものです。寺前さんはあらゆる場面で「命の続く限りたたかう」と闘志を表に出し、まさに倒れる直前まで先頭に立ってたたかいました。一方、温厚な人柄で原告団や組合の仲間への気配りを忘れない方でした。岩木さんは50代の若さで発病。無念さをにじませ、苦しい闘病に耐えつつも、原告団を明るく盛り上げるムードメーカーでした。

このすばらしい幹部・仲間を失い、判決を前にしながら、たたかいにぽっかり穴が開いたような気がします。一方、今こそ、幹部を失い悲しみの淵にある原告団、そして、遺志を継いでたたかう遺族を、励まし支える京建労の役割が重要だと痛感します。悲しみを乗り越え原告のたたかいを支えぬくこと、被害の根絶へ道筋をつけること、これが私たちの使命であり、亡くなった同志の奮闘に報いることでもあります。当面、京都地裁での勝利判決に向け、働く仲間

のみなさんのさらなるご支援をお願いします。

○大阪アスベスト弁護団(村松昭夫さん)



2014年10月9日、最高裁第1小法廷は、大阪・泉南アスベスト国賠1陣訴訟(原告34人・被害者26人)及び2陣訴訟(原告55人・被害者33人)の上告審において、国の規制権限不行使の違法を認める原告勝訴の判決を言い渡しました。アスベスト被害について国の責任を明らかにした、わが国で初めての最高裁判決です。

この判決は、生命・健康よりも産業発展が優先するとした1陣高裁不当判決を否定し、行政に与えられた規制権限は「できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時にかつ適切に行使されるべき」として、国の裁量権を厳しく制限しました。今後、建設アスベスト訴訟においてはもちろん原発訴訟などにおいても、司法判断の基本的な基準・枠組みとして大きな影響を与えます。

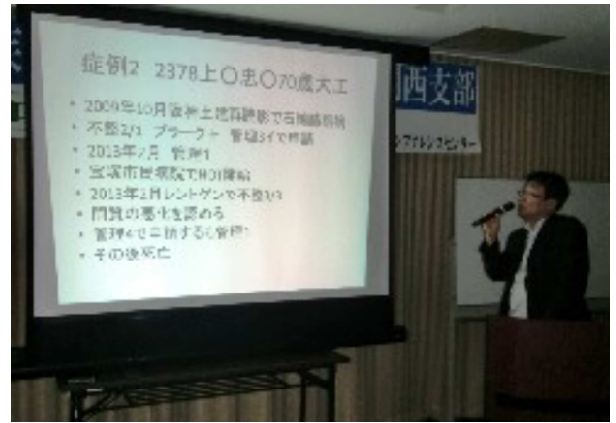
2006年5月の1陣提訴から最終解決まで8年半、本当に長く苦しい闘いでした。解決を見ずに15人の原告が亡くなったことは返す返すも無念です。一方で、全国の多くの方々に支えられてここまでやって来れた経験は、原告団・弁護団にとって、何物にも代えがたい財産です。とりわけ水嶋先生には、泉南地域の被害掘り起こしに始まり、意見書作成、法廷での証言と、陰に日向に一貫して裁判を支えていただきました。この場を借りて、改めて心から御礼申し上げます。裁判では国の責任が認められなかった非労働者や1972年以降就労の被害者の救済、埋もれた被害者の掘り起こしや残存アスベストの問題など、課題はまだ山積です。これまで以上に多くの皆さんと共に手を携えながら、残された課題に一步一步取り組んでいく所存です。

関西建設アスベスト訴訟は、大阪訴訟、京都訴訟が相次いで結審し、判決は、大阪訴訟が来年1月22日午後2時、京都訴訟が1月29日午後2時30分と決まりました。また、北海道訴訟も1月結審、夏には判決という状況で、来年は、建設アスベスト訴訟の大きな山場を迎えます。

大阪、京都の両訴訟では、作業実態や建材シェ

アなどに基づいて、被災者一人ひとりの病気の主要な原因となった建材（主要原因建材）、企業（主要原因企業）を特定しました。その結果、吹付材はニチアス、A&Aマテリアル、日本バルカー、ノザワ、ナイガイ、新日鉄住金化学、太平洋セメントでシェアがほぼ100%、保温材もA&Aマテリアル、神島化学、ニチアス、日本インシュレーションの4社でほぼ100%、屋根材ではケイミュー（クボタ、松下電工）、積水化学で90%など、各建材で特定企業が圧倒的なシェアを有し、主要建材メーカーが共同して被害を発生させたことが明らかになりました。

また、東京判決や福岡判決では、労働者に対する国の責任は認められましたが、「一人親方」に対する責任は否定されています。しかし、労働者と「一人親方」は、建築現場では渾然一体となって働いており、同様に石綿粉じんにはばく露していました。救済において、労働者と「一



**じん肺の管理区分申請の問題点について
報告する水嶋支部長**

人親方」を区別することは不合理です。

関西判決では、「一人親方」を含む国の責任を明かにすると共に、何としても石綿建材メーカーの法的責任を認めさせ、国とメーカーに早期解決を迫るつもりです。

総会で確認された 関西支部 2015年度活動計画

《職業性呼吸器疾患に係る疫学・治療に関する調査研究事業》

- ・全建総連傘下の各組合と共同し、「レントゲン再読影事業」を引き続き拡大して、建設労働者における健康被害の掘り起こしと被害の実態解明を進めます。読影費用は昨年と同様とし、統一の「再読影シート」を活用するものとします。

一方、再読影枚数が拡大する一方、読影医師が水嶋支部長一人という状況であり、この事業に参加する専門医の確保が急がれます。

再読影結果に基づく、労災申請や管理区分申請等の各組合のフォローを呼びかけます。二次受診者の「受診結果報告書」の活用も引き続き勧めます。

- ・ANCA陽性の塵肺患者における労災認定について、引き続き研究を進めます。
- 《労災事例検討会等の情報収集・提供事業》
- ・定例会議での「事例検討会」を引き続き充実させます。
- ・「胸膜プラーク」「間質性肺炎とじん肺」など、テーマごとの研究会・シンポジウム

などの開催も検討します

- ・事例を集約し、各府県の労働局・労基署への申し入れも検討します。

《職業性呼吸器疾患の予防ならびに救済活動に関する保健相談事業》

- ・各地域での講演会や保健相談事業などの開催を検討します。

《教育事業》

- ・医師に対する読影能力の向上、医療従事者の塵肺など職業性疾患に対する理解と対応能力の改善へ、取り組みの具体化を進めます。

- ・各地での「シャウカステンセミナー」開催を具体化します。

《支部広報ならびにホームページ等による啓蒙事業》

- ・広報誌「関西支部ニュース」年4回の発行（7月・9月・1月・5月）を予定します。投稿などのご協力をお願いします。
- ・引き続き、ホームページの充実を図ります。
- ・社会労働衛生誌や関連出版物の普及を図ります。